

参 考

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設

1 休止を要請しない施設 ①社会生活を維持する上で必要な施設

カテゴリー	コード	対象施設	休止要請	協力金	特記事項
食事提供施設	101	飲食店	対象外	○	営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトを除く。)
	102	料理店	対象外	○	
	103	喫茶店	対象外	○	
	104	和菓子・洋菓子店	対象外	○	
	105	タピオカ屋	対象外	○	
	106	居酒屋	対象外	○	
	107	屋形船	対象外	○	
住宅・宿泊施設	108	ホテル	対象外	○	集会の用に供する部分の有無に関わらず対象
	109	旅館	対象外	○	集会の用に供する部分の有無に関わらず対象
	110	民泊	対象外	○	

2 基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	コード	対象施設	休止要請	協力金	特記事項
遊興施設	201	キャバレー	対象	○	
	202	ナイトクラブ	対象	○	
	203	ダンスホール	対象	○	
	204	スナック	対象	○	
	205	バー	対象	○	
	206	ダーツバー	対象	○	
	207	パブ	対象	○	
	208	カラオケボックス	対象	○	
	209	ライブハウス	対象	○	
	210	漫画喫茶	対象	○	
	211	射的場	対象	○	
	212	インターネットカフェ	対象	○	
	213	性風俗店	対象	○	
	214	デリヘル	対象	○	
	215	アダルトショップ	対象	○	
	216	個室ビデオ店	対象	○	
	217	ストリップ劇場	対象	○	
	218	場外馬(車・舟)券場	対象	○	
	219	ヌードスタジオ	対象	○	
	220	のぞき劇場	対象	○	
	221	コンパニオン派遣	対象	○	
	222	猫カフェ	対象	○	